○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年六月九日

防衛大臣　小野寺五典

日時	平成二十六年六月二十日から同月二十六日（予備、同月二十七日から同月二十九日）までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで
区域	硫黄島周辺の次の一及び二のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
	一　(ア)　北緯二四度四五分〇七秒　東経一四一度二〇分〇六秒 (イ)　北緯二四度四五分一二秒　東経一四一度二〇分一九秒 (ウ)　北緯二四度四四分三一秒　東経一四一度一八分一六秒 (エ)　北緯二四度四五分〇五秒　東経一四一度一八分〇二秒
	二　(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒 (イ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二三秒 (ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒 (エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒
	三　(ア)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒 (イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒 (ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒 (エ)　北緯二四度四九分〇四三秒　東経一四一度一九分四三秒 (オ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒 (カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒
実施艦等	自衛艦九隻
その他	一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年六月九日

近畿地方整備局長　池内　幸司

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　県道川西インター線新設工事（兵庫県川西市石道字西ケ峰地内から同市西畦野字宮垣内地内まで、同市東畦野一丁目地内及び同市石道字才谷地内から同市石道字イクシ地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県川西市石道字西ケ峰、字小谷、字家ノ垣内、字久保ノ上、字下ノ町、字下ノ谷、字門田、字大苗代、字イクシ、字才谷、字丸山及び字梅木谷、西畦野字西山、字西林、字両貫及び字宮垣内並びに東畦野一丁目地内

２　使用の部分　兵庫県川西市石道字西ケ峰、字小谷、字家ノ垣内、字久保ノ上、字下ノ町、字門田、字イクシ、字才谷、字丸山及び字梅木谷、西畦野字西山、字西林及び字両貫並びに東畦野一丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県川西市石道字西ケ峰地内から同市東畦野一丁目地内までの延長約3,280m及び同市石道字大ヶ原地内から同市石道字イクシ地内までの延長約335mを合わせた総延長約3,615mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道川西インター線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道川西インター線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、兵庫県川西市石道字西ケ峰地内の県道川西篠山線との接続部を起点とし、同市東畦野一丁目地内の一般国道173号との接続部を終点とする延長約3,280mの一般道区間（以下「一般道区間」という。）と、同市石道字大ヶ原地内の新名神高速道路の川西ＩＣ（仮称）との接続部を起点とし、同市石道字イクシ地内の一般道区間との接続部を終点とする延長約335mのランプ区間（以下「ランプ区間」という。）を合わせた総延長約3,615mの主要幹線道路であり、川西市内を東西方向に結ぶ路線で、新名神高速道路の川西ＩＣ（仮称）にアクセスする唯一の幹線道路となっている。

川西市の存する阪神北部地域は、里山の森林や田園などの豊かな環境を有しているほか、多くの公園やキャンプ施設が整備されていることから、大都市圏近郊の身近なレジャースポットとしてたくさんの観光客が訪れる地域である。

しかしながら、本件区間に対応する市道283号、市道52号及び市道54号（以下「現道」という。）は、川西市内の主要な南北道路である県道川西篠山線及び一般国道173号を東西方向に結んでいるが、最小車道部幅員３mの狭小区間及び歩道未整備区間が存在するため、自動車の安全かつ円滑な交通及び歩行者の安全な通行が阻害されている状況にある。

また、川西ＩＣ（仮称）では5,700台／日の出入り交通量が見込まれ、現道において、交通混雑及び交通事故発生の危険性が予想される。

本件事業の完成により、良好な線形を有する一般道区間４車線及びランプ区間２車線の道路が新たに整備され、新名神高速道路の川西ＩＣ（仮称）へのアクセス道路として高速道路の効率的な利用促進が図られる。また、川西市内の主要な南北道路である県道川西篠山線と一般国道173号を東西方向に結ぶ幹線道路として、地域住民の利便性の向上と生活圏の拡大が図られる。さらに、自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全性が向上することとなる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境影響評価を実施した結果、振動及び大気質については環境基準等を満足するものと予測され、騒音については一部環境基準を超える値が予測されたが、排水性舗装を設置することなどにより環境基準を満足するものと評価されており、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、カスミサンショウウオ及びスジシマドジョウ中型種、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ及びグンバイトンボ等が確認されている。このうち、オオタカについては、本件区間周辺の土地において営巣